

旅行取引条件説明書〔要約〕 旅行業約款の旅行取引条件説明書〔旅行条件書〕の要約となります。ご確認ください。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社シイ.エイ.エヌ。(以下「当社」という)が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはウェブサイト・別途お渡しする旅行条件書(全文)・出発前にお渡しする最終旅程表および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」という)によります。

2. ご旅行のお申し込みおよび契約成立

①ご来店の場合、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、後記申込金を添えてお申し込みいただきます。

②当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットおよびその他の通信手段による旅行契約のお申し込みを受け付ける場合があります。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社がご予約の承諾の旨を通知した日の当日から起算して3日以内(営業時間および支払い方法によりましては、当社が定める期間内)に申込書の提出とお支払いをさせていただきます。この期間内にお支払いがない場合は、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。

3. お申し込み条件

①お申し込み時に、未成年(満20歳未満)の方が、契約責任者となる場合は、原則として受付しません。15歳未満の方のご参加には、保護者等との全行程同一行動を条件に受け付けます。15歳以上20歳未満の方のみ参加の場合、お申し込み時に親権者の同意書提出が必要です。

②特定のお客様層を対象にした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

③お客様が暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前までにお支払いいただきます。なお、21日前以降にお支払いされた場合は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

5. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告・パンフレットまたはウェブサイトの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」または「基本料金として表示した金額」と「追加料金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。参加されるお客様は旅行開始日当日を基準に満12歳以上の方は大人料金、満3歳以上12歳未満の方は小人料金が適用となります。ただし、コースによって小人料金を設定していない場合があります。この場合大人料金が適用となります。また、コースによっては幼児料金・乳幼児料金等の設定があります。ただし、2歳のお子様のご参加で旅行中に3歳のお誕生日を迎えられる場合は、復路搭乗日に有効な商品または航空券をお買い求めください。

6. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の表に定めた取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部の方がキャンセルされる場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

契約成立後、お客さまのご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様お1人様につき次に定める取消料をいただきます。

取消日(契約解除の期日)		取消料(お1人さま)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日前まで	無料
	20日～8日前まで	旅行代金の20%
	7日～2日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日前日		旅行代金の40%
旅行開始日当日(下記を除く)		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

7. 旅程管理業務

当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1)旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2)前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にならぬものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。

(当社の指示)

旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(添乗員等の業務)

1)当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第23条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

8. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は、2020年7月1日を基準日としています。また、旅行代金は2020年7月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

9. 個人情報の取り扱いについて

①当社では、旅行お申し込みの受け付けに際し、お客様から所定の申込書にて、お申し込みいただいた旅行のサービスの手配およびそれらの受領のために必要となる個人情報をお客様よりすべてご提供いただきます。ご提供いただきましたお客様の個人情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)について、お客様のご連絡に利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関、保険会社等に対し、電子的方法により提供いたします。

10. その他

各パンフレットまたはウェブサイト等に明示した申込期限を過ぎた期間では、お客様の都合による航空券の変更、行程変更、新規のご予約はお受けいたしません。旅行代金には消費税等諸税・サービス料が含まれております。お申し込みの際には詳しい旅行条件書(全文)と個人情報の取り扱いを説明したご案内をお渡しいたしますので、事前にご確認のうえ、お申し込みください。



■当ツアーの企画・ご質問・ご相談は
トラベルデザイナーおそどまさご事務所
(一般社団法人 日本旅行福祉推進会議 内)

おそどまさご直通 旅のご相談 090-3208-1051

Eメール osodomasako@aircare.jp

URL①: http://traveldesigner.co.jp/

URL②: http://traveldesigner.ne.jp/

URL③: http://aircare.jp/

〒206-0011 東京都多摩市関戸4-4-1-801 ☎042-372-8501

メッセージ電話&FAX:050-3588-4150

■旅行主催・お申し込み

株式会社 シイ.エイ.エヌ.(CANツアー)

☎ 03-3352-5200 FAX 03-3352-5225

担当: 勅使河原 teshigawara@cantour.co.jp

営業時間: 平日: 9:50 - 18:30 土曜日: 9:50 - 15:30

(日・祝祭日、特別営業期間中は特別期間中時間を優先)

観光庁長官登録旅行業第1785号

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-8-18 第Iバーテイトライビル1階